

お客さま各位

不正な振込請求、振込め詐欺、ヤミ金融業者の不正請求にご注意ください

- 1.郵便はがきや携帯電話メールにより、債券回収業者を名乗り、根拠のない債務を不正に請求し、銀行等の金融機関へ振込を強要する悪質な詐欺
- 2.家族・親族を装ってなりすまし、至急でお金がいるとして、預金口座への振込を強要する振込め詐欺
- 3.ヤミ金融業者による勝手な口座入金振込と、その入金への法外な金利を含めた不正返金請求

などの預金口座を悪用した事件が頻発しています。

これらの悪用口座は、銀行に本人確認を偽って開設したり、本来はできない口座売買や譲渡により犯人たちが利用しているものがほとんどです。

不正な請求・架空請求をされた場合は、お近くの警察署の生活安全課や県消費生活センターへご相談ください。

◆愛知県消費生活センター：052-962-0999

名古屋銀行では、口座の開設等にあたり、法律の定めに従った本人確認をさせていただきますが、預金の不正払出しや、口座の利用目的等をお伺いする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上